

月刊

公益社団法人 高松市シルバー人材センター

事務局だより



第 176 号(令和 8 年 3 月)

本部事務局 ☎ 831-9410

南部地区センター // 879-8833

東部地区センター // 845-4122

国分寺地区センター // 875-0202

全国統一スローガン 『安全は 無理せず 焦らず 油断せず』

(福岡県柳川市シルバー人材センター会員 作)

安全講習会を開催しました！！

去る 2 月 25 日 (水) サンメッセ香川にて安全講習会を開催しました。

今年の講演は、香川県健康管理会 会長の山下天徳氏による「天徳先生のおもしろ健康法」というタイトルで、老化防止の具体的な実践方法の講演でした。

特に「論より証拠！」をモットーにカンタン・お手軽・いつでも・どこでも・誰でもできる極意を伝授いただき、会員の皆様にとって、日頃の健康維持に向けて大変、参考になったのではないかと思います。

ご出席いただきました会員の皆さま、誠にありがとうございました。各種講習会は、今後も「事務局だより」でご案内させていただきますので、会員の皆様の積極的なご参加をお願い致します。

配分金(就業単価等)の改定について

受注基準表を 4 月 1 日より改訂いたします。

- ① 現行 1,040 円未満の配分金 (1 時間あたり) を香川県の最低賃金に遵守して、1,040 円とします。
- ② ①以外の受注基準単価は使用料等を含め、現行単価に概ね 6%を乗じた値 (10 円単位に引き上げ)とします。(但し、一部契約はこの限りではありません。)

その他、機器損料として

- ・ヘッジトリマー、ブロアー、刈払機使用料は、390 円 → 420 円
- ・チェーンソー使用料は、390 円 → 1,010 円
- ・用具使用料 (ハシゴ、三脚、脚立) は、200 円 → 220 円
- ・交通費 (5 km 以上 10 km 未満) → 300 円
(10 km 以上) → 600 円
- ・表具張替え作業に伴う材料費については、据え置きとします。

4月1日より自転車の交通ルールが改正されます

最近の自転車による交通違反の急増をふまえ、従来からの重大な事故に繋がる「赤切符（刑事罰）」に加えて、4月1日より新たに自転車の交通違反に「交通反則通告制度」（いわゆる「青切符」）が導入されます。「青切符」とは、一定の違反行為をした運転者に対して、車などと同様に「青切符」による反則告知を行い、各違反行為に定められた反則金の納付を通告するものです。なお詳細は警視庁HPから「自転車ルールブック」等をご参照下さい。

- ・対象となる年齢は16歳以上
- ・対象となる違反行為は100種類以上
- ・反則金は、原付と同じ



※努力義務として**ヘルメットの着用**をお願いします。（未着の場合→致死率約1.4倍）

女性会員さん向け茶話会

女性会員さん向けの茶話会を開催いたします。今回はラミネートを使った小物作りも企画しております。楽しくお喋りしながら一緒に作品を作ってみませんか？

- 日時 4月27日（月）10時～
- 場所 高松市シルバー人材センター 本部西館2階
- 申込 本部事務局までお電話ください 087-831-9410



令和8年4月行事予定

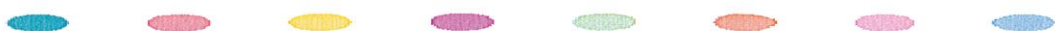


日	曜	行 事	場 所・時 間
1	水	就業相談	本部 9時～12時
3	金	シルバー音楽隊	太田コミュニティセンター 14時～
9	木	書道教室「筆まめクラブ」 ボウリング同好会	本部 10時～ パワーシティ屋島 13時30分～
14	火	入会説明会（南部） 足もみ健康同好会	南部地区センター 10時～ 本部 10時～
15	水	カラオケ同好会	ビッグエコーレインボー店 13時～
16	木	入会説明会（東部）	牟礼コミュニティセンター 10時～
17	金	お茶とお花同好会 シルバー音楽隊	本部 10時～ （場所：未定） 14時～
21	火	入会説明会（本部）	香川県教育会館 10時～
24	金	配分金支払日	—
27	月	女性会員さん向け茶話会	本部西館2階 10時～
28	火	足もみ健康同好会	本部 10時～

・お引越し等で住所変更された場合は、すみやかに事務所へご連絡ください。

3月末の決算の為、必ず**4月3日(金)まで**にご提出お願いします。遅れる場合は担当者まで連絡下さい。

各センターの郵便ポストもご利用ください。



安全就業ニュース



安全就業スローガン
「安全は 無理せず 焦らず 油断せず」
(令和5年度から令和7年度)

今月の事故報告 (令和8年2月)

傷害事故報告 (0件)

賠償事故報告 (0件)



※ 傷害事故・賠償事故は、ありませんでした。

令和8年2月28日現在

		令和7年度 累計					令和6年度 同月累計						
傷 害	件数計	事故の程度			性別		件数計	事故の程度			性別		
		死亡	入院	通院	男性	女性		死亡	入院	通院	男性	女性	
	就業中	2 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)	2 (0)	0 (0)	7	1	6	7		
	就業途上	2 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	0					
	計	4 (0)	0 (0)	2 (0)	2 (0)	3 (0)	1 (0)	7	0	1	6	7	0
賠 償	件数計	仕事の内容			性別		件数計	仕事の内容			性別		
		除草・清掃	剪定	伐採	男性	女性		除・清	剪定	伐採	男性	女性	
		10 (0)	9 (0)	1 (0)	0 (0)	10 (0)	0 (0)	6	6			6	

()は当月報告分

交通事故防止について

日頃より安全就業にご協力いただき、誠にありがとうございます。

昨年11月、当センター会員が交通事故に遭い、現在も入院が続いております。事故は一瞬の出来事ですが、その後の生活には大きな影響を及ぼします。ご本人はもちろん、ご家族や周囲の方々にも長く心配や負担をかけることにもなります。

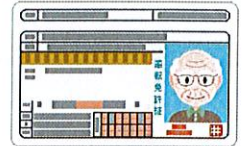
毎日の運転に、慣れや油断はありませんか？ 私たち一人ひとりの慎重な行動が、大きな事故を未然に防ぐ力になります。事故は決して他人事ではなく、誰にでも起こり得るものです。

だからこそ、日々の運転において「これくらいは大丈夫」と思わず、慎重な行動を心がけていただきたいと思います。





高齢者の事故防止ポイント



【ポイント1】

運転するときは

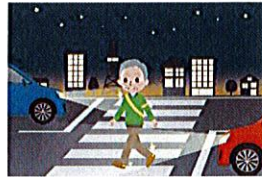
運転するときは、安全確認と交通ルールを守ることが基本です。

加齢に伴う身体能力の低下を自覚し、運転技能を補うため、より慎重な運転が求められます。

【ポイント2】

道路歩くときは

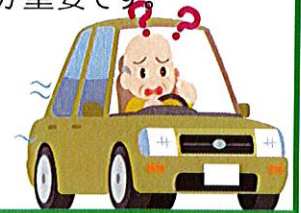
夜間、歩行中に交通事故で亡くなった高齢者のほとんどが「夜間反射材」を着用していませんでした。



【ポイント3】

運転の不安を感じたら

現在の自分の身体能力を自覚し、自身の身体能力に応じた運転方法や安全対策をとることが重要です。



高齢運転者は「自動車運転のベテラン」ですが・・・



【ポイント1】 運転するときは

1. 顔を動かして安全確認を！ 顔を動かすことで、確認できる範囲が広がり、見落としの危険が減少します
2. 交差点では特に注意しましょう！ 一時停止や十分な減速により、車や自転車、歩行者を見落とさないように
3. 横断歩道は歩行者優先！
4. シートベルト・ヘルメット（二輪車）は必ず着用！ 車の後部座席を含む全席シートの着用を確認

【ポイント2】 歩道を歩くときは

1. 歩道、路側帯のある道路は、歩道等を歩きましょう！ 道路の左側を歩くと危険です
2. 無理な横断はやめましょう！
3. 夜間の外出には注意が必要！ 明るい服装、反射材を身に着ける、LEDライトを活用して自分の存在を知らせる



【ポイント3】 運転の不安を感じたら

1. 補償運転の実践！ 「補償運転」とは、「危険を避けるために、運転環境のよい時間帯や場所を自ら選択することで、加齢に伴う運転技能の低下を補う運転方法」をいいます。
2. 「ドライブレコーダー」等の活用！ ドライブレコーダーにより、自分の運転を確認、分析することができます
3. 安全運転サポート車の利用！ 安全運転サポート車は、追突しそうになった時、警告音で知らせてくれたり、自動でブレーキが作動して危険を回避する手助けになります。すべての機能が万能ではありませんが、車を買替える際、運転を支援してくれる車を選んでみることも、ひとつの方法です。



年齢とともに視力や体力、記憶力や判断力など身体機能が変化し、若いときと同じではなくなってきます。少しでも自分の運転に不安を感じ始めたら、家族等にご自分の運転を見てもらい、安全運転ができていますかどうか確認することも大切です。そうした加齢に伴う身体機能の変化を理解し、変化に応じた運転を行うことで安全運転を続けることができますので、よろしくお願ひいたします。